

法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の 申告書等の送付が不要な場合の手続きについて

東京都では、現在、確定申告・中間申告の申告期限が近づいた法人に、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の申告書と別表、納付書および記載の手引等の説明書(以下、申告書等)をお送りしています。しかし、環境負荷の低減及び行政経費削減の観点から、平成29年6月より送付を希望されない法人には、下記の対象申告書等をお送りしないこととします。

<送付が不要な場合の手続方法>

「[異動届出書](#)」その2(都税事務所・支所提出用)に次のように記入して、所管の都税事務所に提出してください。(eLTAXでの届出も可能です。)

異動事項等	異 動 前	異 動 後	異動年月日 (登記年月日)
申告書 送付不要		平成 年 月期から	(. .)
所 轄 税 務 署	税 務 署	税 務 署	

【注意】

- ① 届出書の提出日によっては当該事業年度分の申告書等が送付される場合もありますので、お早めに御提出ください。なお、送付を再度希望する旨の届出をいただければ送付を再開します。
- ② この手続きにより、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の申告義務がなくなるものではありません。引続き申告期限内の申告に御協力をお願いします。
- ③ 電子申告をご利用されている法人の場合、プレ申告データも送信されなくなります。

<対象申告書等>

- ・中間・確定申告書(第6号様式)
- ・清算事業年度予納申告書(第8号様式)
- ・均等割申告書(第11号様式)
- ・申告書別表
- ・納付書
- ・記載の手引等の説明書

(申告書等の送付を希望しない場合でも、予定申告書(第6号の3様式)については従前どおり送付させていただきます。)

御不明な点は所管の都税事務所までお問い合わせください。



電子申告推進中!

eLTAX

検索